

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 8（第 2 条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係事務手数料			別表第 8（第 2 条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第 4 条第 1 項の道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付の申請に対する審査	[略]	<u>2,200円</u>	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第 4 条第 1 項の道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付の申請に対する審査	[略]	<u>2,550円</u>
2 法第 4 条第 1 項ただし書の道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請に対する審査	[略]	<u>2,200円</u>	2 法第 4 条第 1 項ただし書の道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請に対する審査	[略]	<u>2,550円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。